

休憩・休日

Q

ファミリーレストランのパートタイマーで働こうと思うのですが、勤務時間が6時間でも休憩時間はあるのですか。



A

休憩時間について

休憩時間とは、労働時間の途中に仕事から離れて自由に過ごすことが保障されている時間のことをいいます。

使用者は、一般従業員、パートタイマーを問わず、労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分、また8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません（労基法第34条）。

したがって、労働時間が6時間である場合、使用者が休憩時間を与える義務はありません。

休日について

休日とは、労働者が労務の提供の義務のない日のことをいいます。これは職場によっては必ずしも日曜日とは限りません。

労働者は、少なくとも週1回の休日をとることができますが、4週間通じて4回以上の休日があるときは週1回でないこともありま（労基法第35条）。

〈週6日勤務で水曜が休日のパートタイマーの例〉

曜日	月	火	水	木	金	土	日
1 週			○				
2 週							
3 週		○	○				
4 週			○				

○印休日

休日振替と代休について

決められた休日に休めなかったとき、別の日に休日をとることがありますが、この場合は、休日の振替と代休の2つが考えられます。

休日の振替とは、定められた休日を変更して、他の労働日を休日に替えることをいいます。休日の振替を行う場合は、就業規則などで「休日を振替えることがある」と定め、前もって特定の日を決めておくとともに事前に従業員に知らせておかなければなりません。

また、代休とは休日に労働させた場合に、後日、他の労働日を休日とすることをいいます。

主な違いについては次のとおりです。

区 分	振替休日	代 休
就業規則、労働協約 などの規定	規定が必要	規定がなくても可
休日の事前の特定	必 要	必要なし
労 使 間 協 定 (休日労働)	必要なし	必 要
割 増 賃 金	必要なし(注)	必 要

(注) 振替休日が週をまたがった場合、週の法定労働時間を超えて労働させた時間について時間外労働に係る割増賃金の支払が必要となることがあります。